

令和3年4月13日

各位

新潟市経済部雇用政策課

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への
新潟市雇用対策関連事業について（周知のお願い）

日頃より、新潟市の事業にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

当課では、昨年度より、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受ける事業者に対する支援策として、新規学卒者の採用活動などへの支援を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大などの状況を踏まえ、今年度につきましても引き続き支援を行ってまいります。

つきましては、会員事業者様に対する周知についてご協力くださいますよう、お願いいたします。

○添付資料

- ・新潟市雇用政策課より各種支援制度のお知らせ
～改正内容や手続方法をご確認ください～
- ・新規採用活動支援事業補助金（チラシ）
- ・離職者等雇用事業所奨励金（チラシ）
- ・雇用調整助成金等利用促進事業補助金（チラシ）
- ・社員スキルアップ応援事業補助金（チラシ）

【問い合わせ先】

新潟市役所経済部雇用政策課
電話 025-226-1642

新潟市雇用政策課より各種支援制度のお知らせ

～改正内容や手続き方法をご確認ください～

新潟市では、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受ける事業者に対する支援策として、各種支援制度を設けており、このたび、一部制度について改正を加えた上で、支援を延長しています。

制度の主な改正点は下表のとおりですが、詳細は添付チラシでご確認いただくとともに、最新の情報を新潟市ホームページで必ずご確認ください。

★新潟市ホームページの「新型コロナウイルス感染症関連情報」からもご覧いただけます。

○下表の雇用政策課の支援制度はこちら→[【雇用環境の支援】](#)

○新潟市の事業者向け支援全般はこちら→[【事業者向け支援】](#)

主な改正内容や留意事項

新規採用活動支援事業補助金

- 2023 年又は 2022 年新規学卒者を対象として実施する経費が対象となります
- 各卒業年度で対象経費、申請期限等の手続き方法が異なりますのでご注意ください
(2023 年新規学卒者を対象として実施する場合は着手前の申請が必要となりました)

離職者等雇用事業所奨励金

- 対象雇用者として、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方、就職氷河期世代無業者のほか、新たに令和3年新規学卒者で採用内定を取り消された方、内定を得ることができなかった方が加わりました
- 対象雇用者の雇用期間が6か月以上であること（新規学卒者で採用内定を取り消された方等については、雇用期間の定めがないこと）が要件となりました
- 奨励金の額として、対象雇用者1人につき、申請時までに支払った給与支給総額（上限30万円）を交付します

雇用調整助成金等利用促進事業補助金

- 令和2年度中に本事業の支給を受けている場合は、その金額を含めて上限10万円となります

社員スキルアップ応援事業補助金

- 訓練着手前の申請が必要となりました

【問い合わせ先】

新潟市役所経済部雇用政策課

直通 025-226-1642、025-226-1643

新卒採用
を支援！



2023年・2022年新卒採用向け 新規採用活動支援事業補助金

詳しくは
市HP掲載



2023年新卒採用向け支援は 着手前の申請が必要です

1. 対象となる事業所等の主な条件

市内に所在する中小企業等

※本社が市内にある中小企業等の場合は就業場所が市内を含む求人を行い、本社が市外にある中小企業等の場合は就業場所を市内に限定した求人を行っていること

2. 対象経費

次の1と2のいずれにも該当する経費

- (1) **2023年新規学卒者 または 2022年新規学卒者**を対象として実施する
次のいずれかの経費であること

- ・就職情報サイトでの求人情報掲載料・企業紹介動画配信にかかる経費
- ・ウェブ活用型合同企業説明会への出展料
- ・その他上記に関連した採用広報活動のウェブ化に要する経費で市長が認めるもの

- (2) 2023年新規学卒者を対象として実施する場合は、
補助事業の**着手日が令和3年4月1日以降**であり、
補助事業の**完了日が令和4年3月31日以前**であること

2022年新規学卒者を対象として実施する場合は、
補助事業の**完了日が令和3年4月1日から令和4年3月31日まで**であること

※補助事業の着手日は契約・申込・発注した日、完了日は補助対象経費を支払った日となります。

3. 補助額

補助率：対象経費の2分の1

※各卒業年度を対象として実施する事業ごとに、1事業所あたり上限20万円

(2022年新規学卒者を対象として実施するものは、令和2年度に交付決定を受けた額を含む)

4. 申請期限

【2023年新卒を対象として実施する場合＊着手前に交付申請の手続きが必要です】

補助金交付申請：補助事業着手日の前日まで。

補助事業実績報告書は：補助事業完了日から起算して30日を経過する日
もしくは令和4年3月31日のいずれか早いまで。

【2022年新卒を対象として実施する場合＊完了後に交付申請と実績報告の手続きを同時に行います】

補助事業完了日から起算して30日を経過する日

もしくは令和4年3月31日のいずれか早い日まで。

5. 申請時の注意事項

裏面に申請時の注意事項を掲載しています。

最新の情報を新潟市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

新潟市HPサイト内検索

新規採用活動支援事業

検索



＜お問い合わせ先＞ 新潟市役所経済部雇用政策課 電話 025-226-1643 FAX 025-228-1611
住所 〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル5階 MAIL koyo@city.niigata.lg.jp

新規採活動支援事業補助金 申請時の注意事項

* 本補助金は、主に2022年・2023年春新規学卒者を対象とする採用活動にかかる経費を補助するものです。公開されている求人情報のなかで、新規学卒者を対象としていることが確認できない場合は、対象外となる可能性がありますので、ご注意ください。

* 補助事業の着手日は「補助事業の申込・契約・発注をした日」です。
「求人情報サイトのオープン日」ではありませんので、ご注意ください。

* 補助事業の完了日は「補助事業にかかる経費を委託会社等に支払った日」です。
「求人情報サイトの掲載終了日」ではありませんので、ご注意ください。

* 2023年新規学卒者を対象とした補助事業を実施する場合は、
補助事業着手前に「交付申請書」の提出が必要です。
交付決定前に実施した補助事業は補助対象となりませんので、ご注意ください。
なお、補助事業完了後は、申請期限までに「実績報告書」の提出が必要です。

（例）就職情報サイトに求人情報を掲載する場合

- ①就職情報サイト運営会社に申し込む前に「交付申請書」を新潟市へ提出する。
- ②新潟市が内容を審査し「交付決定通知」を郵送する。
- ③「交付決定通知」を受け取ってから、就職情報サイト運営会社に申し込みを行う。
- ④就職情報サイト運営会社に補助事業の代金を支払ったら、期限までに「実績報告書」を提出する。
- ⑤新潟市が内容を審査し「交付額確定通知」を郵送し、指定口座へ補助金を振り込む。

* 2022年新規学卒者を対象とした補助事業を実施する場合は、交付申請と実績報告の手続きが同時に行えます。
補助事業完了後、申請期限までに「交付申請及び実績報告書」をご提出ください。

* 詳細は新潟市ホームページに掲載しています。
「よくある質問」も随時更新していますので、ご確認ください。
ご不明点は、新潟市雇用政策課までお問い合わせください。

「新潟市令和 3 年度離職者等雇用事業所奨励金」

新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方、
就職氷河期世代の方、令和 3 年新規学卒者で採用内定を
取り消された方等を雇用した事業主の皆様に奨励金を交付します



奨励金の対象となる方

以下の条件をすべて満たす事業主

- ①新潟市内に本社または本店があること
- ②雇用保険適用事業所であること
- ③対象雇用者の雇用期間が **6 ヶ月以上** であること（※ただし、令和 3 年新規学卒者で採用内定を取り消された対象雇用者については、**雇用期間の定めがないこと**）
- ④**令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日**までの間に対象雇用者の雇用を開始し、かつ雇用保険に加入させること
- ⑤対象雇用者の勤務地が新潟市内であること
- ⑥対象雇用者の雇用にあたり、国の労働移動助成金（早期雇入れ支援コース）及び特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の交付決定を受けていないこと

対象雇用者

以下のいずれかに該当する方

- ①**新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方**
※令和 2 年 3 月 1 日以降離職し、かつ採用されるまでの間に雇用保険に加入したことがない方
- ②**就職氷河期世代無業者等**
※昭和 45 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までの生まれであり、かつ雇入れ日の前日から起算して過去 6 か月間に雇用保険に加入したことがない方
- ③**令和 3 年新規学卒者で採用内定を取り消された者等**
※令和 3 年 3 月 31 日までに内定を取り消された者で、令和 3 年 4 月 2 日以降に採用された方
※令和 3 年 3 月 31 日までに内定を得ることができず、令和 3 年 4 月 2 日以降に採用された方

奨励金の額

対象雇用者 1 人につき、申請時までに支払った給与支給総額（上限 30 万円）を交付します

※奨励金交付の対象となる事業主あたりの交付額の上限は、対象雇用者 10 人、300 万円とします

※申請書類に基づき雇用契約書、賃金台帳等による書類確認、また必要に応じて事業所への訪問調査や対象雇用者への聞き取りを実施し、雇用の状況等を確認します

※交付対象となる事業主における同一対象雇用者の申請は 1 回限りとし、千円未満の額は切り捨てます

申請時に必要な書類

事業主は以下の書類を**令和 4 年 3 月 31 日まで**にご提出ください

- ①新潟市離職者等雇用事業所奨励金交付申請書及び実績報告書
- ②対象雇用者に係る報告書
- ③対象雇用者との雇用契約書等の写し
- ④対象雇用者の雇用保険被保険者資格取得等
確認通知書（事業主通知書）の写し
- ⑤対象雇用者の出勤簿の写し
- ⑥対象雇用者の賃金台帳等の写し
- ⑦暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ⑧その他、市長が必要と認める書類

<お問い合わせ先>

新潟市役所経済部雇用政策課

住所 〒951-8554

新潟市中央区古町通 7-1010 古町ルフル 5 階

電話 025-226-1642

MAIL koyo@city.niigata.lg.jp

★事業詳細はこちら



新型コロナウイルス感染症拡大により国の雇用調整助成金等を利用した事業所が、
社労士等に申請事務を依頼した際の費用を支援します

「新潟市雇用調整助成金等利用促進事業」

のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大により
休業した事業所が雇用調整助成金の申
請事務等を社会保険労務士等に依頼し
た際の費用を

事業主に対し、**上限10万円**まで補助します

補助の対象となる事業主

以下の条件をすべて満たす事業主

- ① 新潟市内に所在する中小企業であること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金含む）の適用を受けていること。

対象となる経費

以下のいずれかの要件を満たす経費

- ① 令和3年4月1日以降に雇用調整助成金等の支給決定を受け、当該申請に係る事務等を社会保険労務士等へ依頼したことにより要した費用
- ② 令和3年3月31日以前に雇用調整助成金等の支給決定を受け、当該申請に係る事務等を社会保険労務士等へ依頼したことにより要した費用の支払いが令和3年4月1日以降となった費用

※上記雇用調整助成金等の申請に係る事前準備に要した費用も含まれます。

支援金の額

1事業所につき、上限10万円を補助します

- ・ 支援対象経費の10/10（1,000円未満は切り捨て）
- ・ 市への申請は上限額の範囲内で、1事業所あたり2回まで
- ・ **令和2年度中に本事業の支給を受けている場合は、その金額を含めて上限10万円となります。**

申請時に必要な書類

事業主は以下の書類を**令和4年3月31日**までにご提出ください

- ① 新潟市雇用調整助成金等利用促進事業Bタイプ支援金支給申請書（ホームページよりダウンロードできます）
- ② 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- ③ 雇用調整助成金支給申請書・助成額算定書（様式特第7・8号または様式特第10・11号）の写し
緊急雇用安定助成金支給申請書・助成額算定書（様式第2号（1）・（2））の写し
小規模事業主の場合は、雇用調整助成金支給申請書（様式新特小第1号）または緊急雇用安定助成金支給申請書（様式新小第1号）の写し※裏面印刷必須
- ④ 社会保険労務士等への支払いの完了を確認できるもの（領収書等）の写し
- ⑤ その他、市長が必要と認める書類



新潟市ホームページ

https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha_covid19/btypezyoseikin.html

＜お問い合わせ先＞ 新潟市役所経済部雇用政策課

住所
電話

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

025-226-1642

MAIL

koyo@city.niigata.lg.jp

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業所が、
従業員のスキルアップに取り組む際の費用を支援します

「新潟市社員スキルアップ応援事業」

※
のご案内（訓練着手前の申請が必要です）

新型コロナウイルス感染症の影響を受
けた事業所のスキルアップに取り組む
際の費用を

※着手とは、訓練の契約・申込・発注などを意味します

事業主に対し、**上限20万円**まで補助します

補助の対象となる事業主

以下の条件をすべて満たす事業主

- ① 雇用保険適用事業所等の所在地が新潟市内に所在する中小企業であること
- ② **令和2年4月1日以降**に、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金含む）または国、新潟県、新潟市から雇用の維持や事業の継続を目的とした助成を受けていること。

対象となる教育訓練

以下の要件に該当するもの（**令和3年4月1日**から**令和4年3月31日**までに実施したものに限る。）

職業に関する知識、技能、技術の習得や向上を目的として行った教育訓練（従業員が自己啓発で行った通信教育、資格取得等を含む）で、企業が費用の負担を行ったもの。

対象となる経費

教育訓練を実施するのに事業主が支払った経費のうち、講師謝礼、教材代、会場借り上げ代、受講料、e-ラーニング費用等（消費税抜き）が対象です。

- ※ 物品購入（パソコン、机、椅子、プロジェクター等）費や印刷製本代（コピー代等）、交通費は対象外です。
- ※ 本事業の交付決定日前に支払った経費は対象外になります。

支援金の額

1事業所につき、上限20万円を補助します

※支援対象経費の10/10（1,000円未満は切り捨て）

申請時に必要な書類

事業主は**教育訓練に着手する前に**、以下の書類を市へご提出ください。

- ① 新潟市社員スキルアップ実施事業所応援事業支援金交付申請書（ホームページよりダウンロードできます）
- ② 支援対象教育訓練経費算定書（ホームページよりダウンロードできます）
- ③ 教育訓練実施計画書（ホームページよりダウンロードできます）
- ④ 補助の対象となる事業主であることがわかる書類（雇用調整助成金等の支給決定通知書の写しや雇用調整助成金等の支給申請書の写し等）
- ⑤ 支援対象教育訓練の内容がわかる書類（対象者、科目、講師、カリキュラム、期間などがわかるもの）の写し
- ⑥ 訓練を受けるものが従業員であることがわかるものの写し（雇用調整助成金の休業実績一覧等）
- ⑦ 支援対象経費の金額がわかるもの（見積書等）の写し
- ⑧ その他、市長が必要と認める書類



新潟市ホームページ

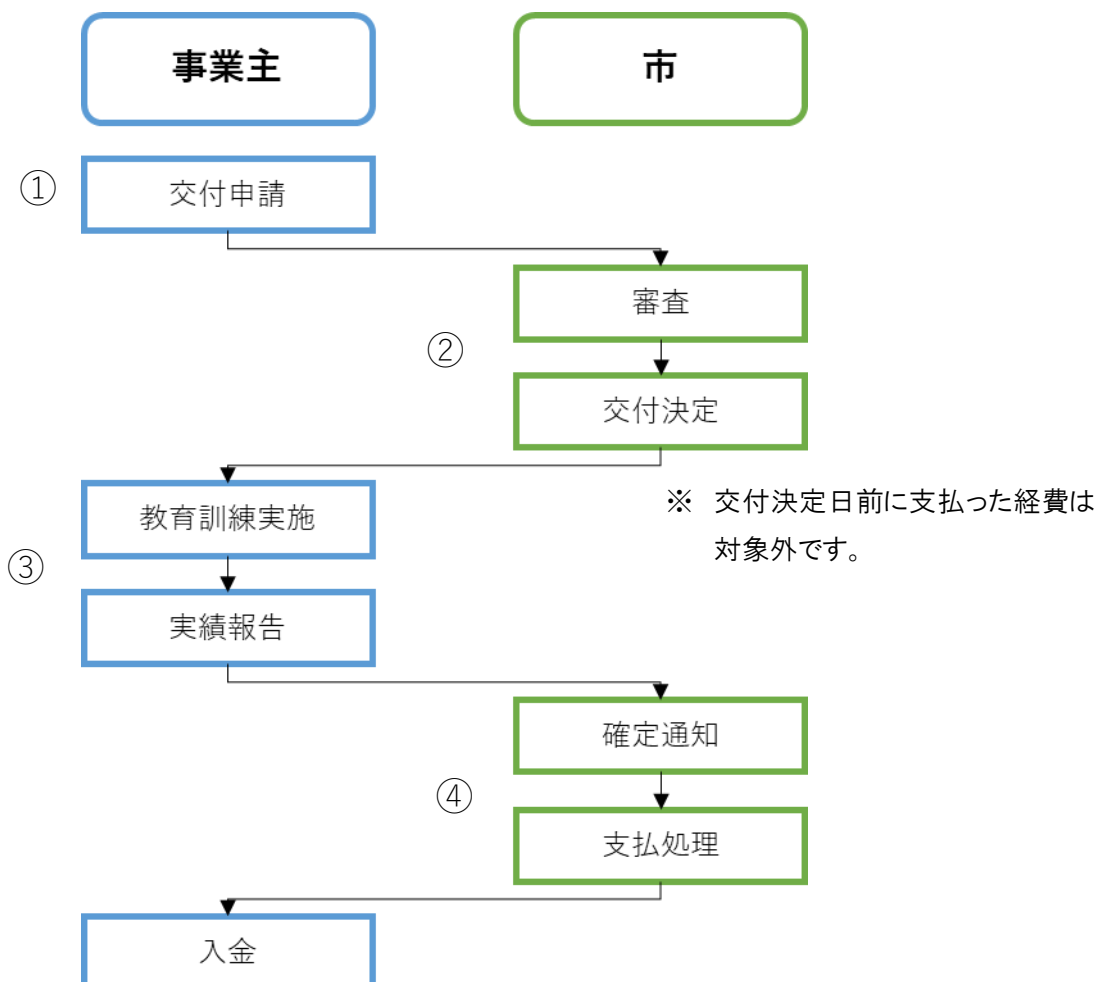
http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha_covid19/koyo2021skillup.html

＜お問い合わせ先＞ 新潟市役所経済部雇用政策課

住所 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
電話 025-226-1643 MAIL koyo@city.niigata.lg.jp

申請から支援金交付までの流れ

- ① 教育訓練に**着手する前**に、市へ申請書類を提出してください。
- ② 市で審査した後、交付決定通知書を事業主へお送りします。
- ③ ③ その後、教育訓練が終了したら、実績報告書とともに支払のわかる書類（領収証等）の写しと教育訓練が終了したことがわかる書類（受講証明書等）の写しを市へ提出してください。
- ④ 実績報告書を審査した後、事業主へ確定通知書を送付するとともに、支援金を交付します。



実績報告の時に必要な書類

教育訓練が終了したら、以下の書類を**訓練終了日から3か月以内または令和4年3月31日までのいずれか早い日**までに市にご提出ください。

- ① 新潟市社員スキルアップ応援事業支援金実績報告書（ホームページよりダウンロードできます）
- ② 支援対象経費の支払いがわかる書類（領収書等）の写し
- ③ 対象訓練が完了したことがわかる書類（受講証明書等）の写し

新潟市ホームページ



http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha_covid19/koyo2021skillup.html

令和2年度の「新潟市教育訓練実施事業所応援事業支援金」との違いは何ですか？

- ・ 令和2年度に実施した「新潟市教育訓練実施事業所応援事業支援金」は、雇用調整助成金等を受給した事業主のみが対象でしたが、本制度はそれに加えて、**国・新潟県・新潟市から雇用の維持や事業の継続を目的とした助成を受けた事業主も対象**となっています。
- ・ 手続きについて変更しています。「新潟市教育訓練実施事業所応援事業支援金」では、教育訓練が修了し、支払いも終わってから市への申請となっていました。**本制度では、訓練着手前に市へ申請をし**、市が交付決定をしたのちに訓練に着手することとしました。これは、訓練を実施した後に市へ申請した際、本制度の対象外となってしまう場合があることを事前に防ぐためです。

職業に関する知識・技能・技術の向上を目的とした教育訓練とはどのようなものが対象になりますか？

- ・ 令和2年度に実施した「新潟市教育訓練実施事業所応援事業支援金」からの変更はありません。例えば飲食業の方が衛生管理や接客、外国語研修など受講した場合、職業に関する知識・技能・技術の向上を目的とした教育訓練と考えられることから、対象となります。また、どのような職種においても社会人として必要と考えられるマナー研修やコンプライアンス研修等は対象となります。他にも、対象になるかどうか心配な場合は、事前にお問い合わせください。

対象とならない教育訓練は、どのようなものがありますか？

- ・ 全く異業種の専門講習などは対象外となります。例えば、飲食業の方が不動産や金融関係の講習を受講したり、建設業の方が食品や服飾関係の講習を受講したものは、自己啓発といえど職業に関する知識・技能・技術の向上を目的とした教育訓練に該当しないため、対象外となります。また、従業員の慰労を目的とした演劇やコンサートなどの鑑賞も対象外となります。

社内の従業員が講師となり、社内研修を行った際の講師代は対象になりますか？

- ・ 社内の従業員が講師として社内の研修を行った際に講師代を支払ったとしても対象外です。社外の講師を招いた場合が対象になります。

令和2年度中に実施した教育訓練の経費も対象になりますか？

- ・ 対象になりません。令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施したものが対象です。

新潟市社員スキルアップ応援事業 活用事例集

支給決定した事例

※新潟市教育訓練実施事業所応援事業支援金での活用例

教育訓練内容	職種	対象経費
新入社員の英会話研修 (外部講師)	ホテル業	講師謝礼
接遇研修 (外部講師)	ホテル業	講師謝礼
Word、Excel 研修	建設業	受講料
Excel 研修	専門サービス業	e-ラーニング利用料
経営戦略研修	設備関連業	教材購入費
関連団体主催研修	食品製造業	研修参加費
送迎用バスを運転するための 大型免許取得	飲食業	教習所費用
SNS発信研修	飲食業	外部講師を招いた研修費

対象外と回答した事例

教育訓練内容	職種	対象外理由
技術向上のための物品購入	製造業	物品購入は対象外のため
技術向上のための廉価版CAD 購入	製造業	物品購入は対象外のため

ご利用にご不明な点があれば、お気軽にお問合せください。

<お問い合わせ先> 新潟市役所経済部雇用政策課

住所 〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階
電話 025-226-1643 **MAIL** koyo@city.niigata.lg.jp